

解体工事特記仕様書

- I. 工事名 旧津市市営中別保住宅解体工事
- II. 工事概要
- 1 工事場所 津市 河芸町中別保 地内
- 2 工事内容 下記建物等の解体 一式
建物（設備撤去含む）
2号（木造平家建 延床面積48㎡）、6号（木造平家建 延床面積54㎡）、
9号（木造平家建 延床面積41㎡）、10号（木造平家建 延床面積55㎡）、
11号（木造平家建 延床面積36㎡）
外構、構内整備等
- III. 解体工事仕様
- 1 共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版）による。
- 2 特記仕様
- 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
 - 特記事項は、○の付いたものを適用する。
 - 項目欄に記載の（ ）内表示番号は解共仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																	
① 一般共通事項	① 適用基準	<p>本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準等を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（最新版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（最新版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事標準詳細図」（最新版） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 その他関係法令 																	
	② 発生材の処理等 (1.3.10) (4.4.1) (5.4.1)	<p>・ 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等であって、その規模が、建設リサイクル法施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>分別解体等の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築設備・内装材等</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根ふき材</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>外装材・上部構造部分</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>引き渡しを要するもの ○ 無 ・ 金属類 ・ PCB含有物 ・ () 特別管理産業廃棄物 ・ 有() 処理方法 () 木材の縮減 ・ 実施する (最も近い再資源化施設までの距離が50kmを超える場合に限る) 再資源化し現場で利用する建設廃棄物 ・ () 再資源化を図るもの ○ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ○ 建設発生木材 ○ 金属類 ・ 小形二次電池 ・ 蛍光灯及びH1Dランプ ・ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ○ ガラス</p>	工程	作業の有無	分別解体等の方法	建築設備・内装材等	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用	屋根ふき材	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用	外装材・上部構造部分	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用	その他 ()	○ 有 ・ 無
工程	作業の有無	分別解体等の方法																	
建築設備・内装材等	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用																	
屋根ふき材	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用																	
外装材・上部構造部分	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用																	
基礎・基礎ぐい	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用																	
その他 ()	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用																	

③ 建設副産物情報交換システムの利用	<p>引渡しを要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。</p> <p>受注者は受注時において延べ面積が80㎡以上の解体工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。 また、工事着手前にJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」ヘデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。</p>															
④ 三重県 産業廃棄物税	<p>本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して、支払請求を行うことができる。</p> <p>なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。</p>															
⑤ 工事実績情報の登録 (1.1.4)	<p>・ 適用する（請負金額が500万円以上の場合） 受注時、変更時及び完了時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督員に提出すること。</p>															
6 電気保安技術者 (1.3.3)	<p>・ 適用する</p>															
⑦ 疑義	<p>設計図書に明記のない場合、または、疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示を受けてから施工すること。</p>															
⑧ 施工条件 (1.3.5)	<p>○ 監督員と協議し決定する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>施工可能日</td> <td>・ 指定なし</td> <td>・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり</td> </tr> <tr> <td>施工可能時間帯</td> <td>・ 指定なし</td> <td>・ 時 ～ 時</td> </tr> <tr> <td>部位別の施工順序</td> <td>・ 指定なし</td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td>工事車両の駐車場</td> <td>・ 指定なし</td> <td>・ 図示（図面番号：)</td> </tr> <tr> <td>資機材置場</td> <td>・ 指定なし</td> <td>・ 図示（図面番号：)</td> </tr> </tbody> </table>	施工可能日	・ 指定なし	・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり	施工可能時間帯	・ 指定なし	・ 時 ～ 時	部位別の施工順序	・ 指定なし	・ ()	工事車両の駐車場	・ 指定なし	・ 図示（図面番号：)	資機材置場	・ 指定なし	・ 図示（図面番号：)
施工可能日	・ 指定なし	・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり														
施工可能時間帯	・ 指定なし	・ 時 ～ 時														
部位別の施工順序	・ 指定なし	・ ()														
工事車両の駐車場	・ 指定なし	・ 図示（図面番号：)														
資機材置場	・ 指定なし	・ 図示（図面番号：)														
⑨ 官公庁手続	<p>工事に必要な手続きは受注者が速やかに処理し、この手続きに関する諸費用は受注者負担とする。</p>															
⑩ 危険災害の防止	<p>1) 工事期間中、現場内入場者、近隣居住者および周辺建物に危害を与えぬよう注意すること。万一、紛争が生じた場合は、受注者が誠意をもって解決すること。 なお、近隣等との折衝は、あらかじめその概要を監督員に報告し、その経過については記録し、遅滞なく監督員に報告する。</p> <p>2) 重機搬出時、発生材搬出時、仮設材搬出時には、交通整理のための誘導員を配置すること。</p>															
⑪ 工事進入路	<p>重機搬出、産業廃棄物搬出経路については事前に施工計画書を提出し、監督員の承認を得ること。また、工事現場から搬出入する土砂により工事用進入路を汚した場合は、速やかに清掃を行うこと。</p>															
⑫ 工事写真	<p>1) 着工前：解体建物・敷地周辺・付近道路・工作物の撮影を行うこと。 2) 工事中：随時撮影を行うほか、監督員の指示による。</p>															
⑬ 完成写真	<p>写真は着工前・施工中・完成を同一場所から黒板なして撮影すること。</p>															
⑭ 事故報告	<p>工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により、工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p>															
⑮ 提出書類	<p>施工計画書、仮設計画書、工事写真、工事日報、マニフェストの写し(A、B2、D、E票)その他市監督員の指示するものとする。 施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他市監督員の指示するものを添付すること。</p>															
⑯ 産業廃棄物	<p>施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他監督員の指示するものを添付すること。</p>															

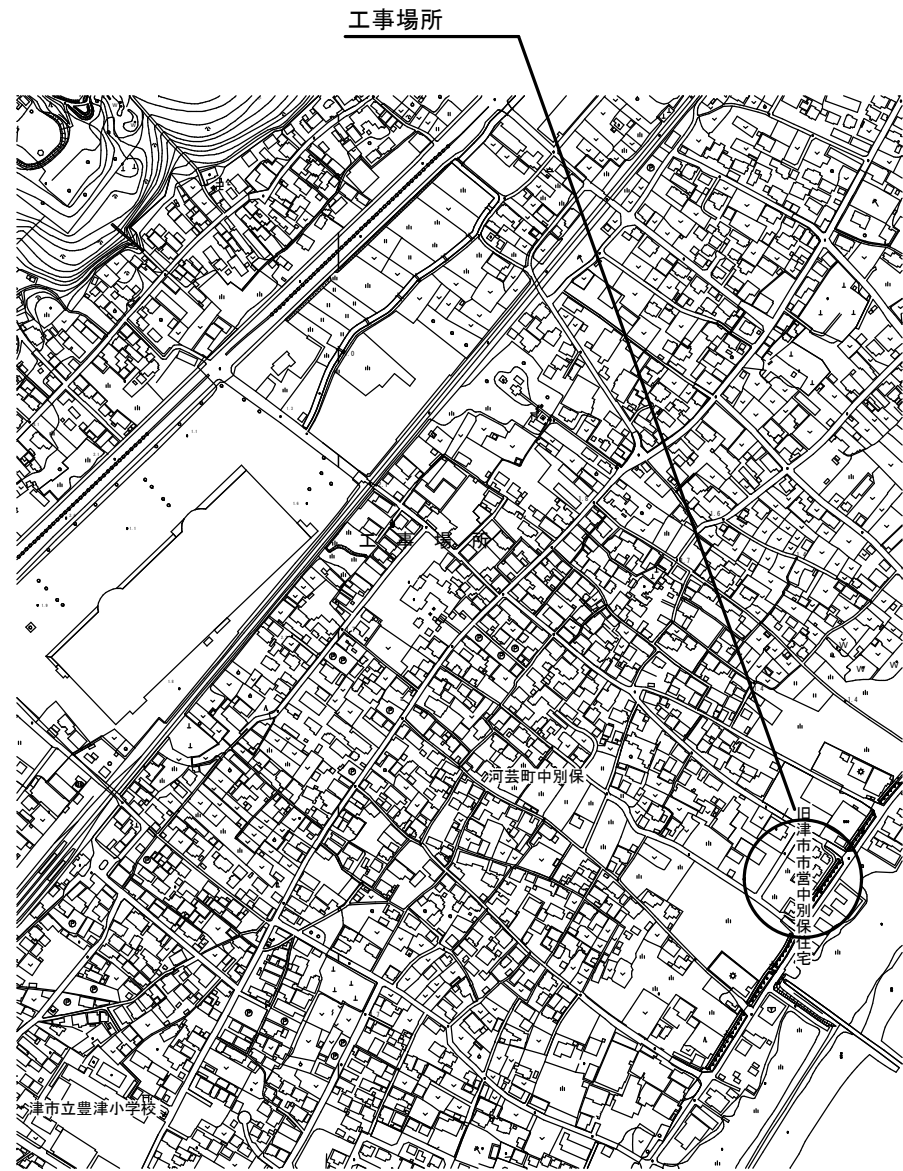
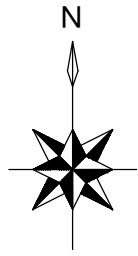
⑰ 地下埋設物の確認	<p>地下埋設物の確認を監督員に受けること。確認時期は、監督員と協議し決定する。</p>
⑱ その他	<ul style="list-style-type: none"> 作業着手までの期間に調査及び、施工計画書等を作成し、市監督員の承諾を得ること。 作業着手までの調査は、事前に施設管理者、市監督員の承諾を得ること。 敷地内、周辺での作業・通行等は周辺住民の安全確保に十分配慮すること。 安全対策のため、作業終了時及び休工時は仮囲い出入口（既設門扉）を施錠すること。 作業着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと写真等に記録しておくこと。 <p>また、工事過程において、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の負担において速やかに復旧すると共に市監督員に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるもの、並びに、取合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 工事用車両及び工事関係車両は、周辺道路・隣地に駐車しないこと。 緊急且つ必要な場合において、市監督員以外（施設管理者等）が直接受注者に指示することがある。 その場合は当該指示に従うこと。 廃材、残土等の搬出にあたっては、周辺道路を汚さないよう当然に無理な積込みは行わないこと。 工事車両等の出庫時は、タイヤ清掃等を行うなど、工事敷地からの土砂の流出抑制に心掛けること。 喫煙は限られた場所のみとし、現場内は禁煙とする。 建物付属物については特記ナキ限り記載の有無に関わらず全て撤去処分とする。 植栽は全て伐採・伐根とし、業者処分とする。 備品・生活用品等については特記ナキ限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。 埋設配管については特記ナキ限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。 本工事の外部仕上材には、アスベスト含有の材料があり撤去及び処分の際には、環境省からの「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針」に基づいて行うものとする。

旧津市市営中別保住宅解体工事		縮尺	—
図面名称	特記仕様書 1	原図	A 2
			平成29年5月
津市建設部市営住宅課		No.	1/11

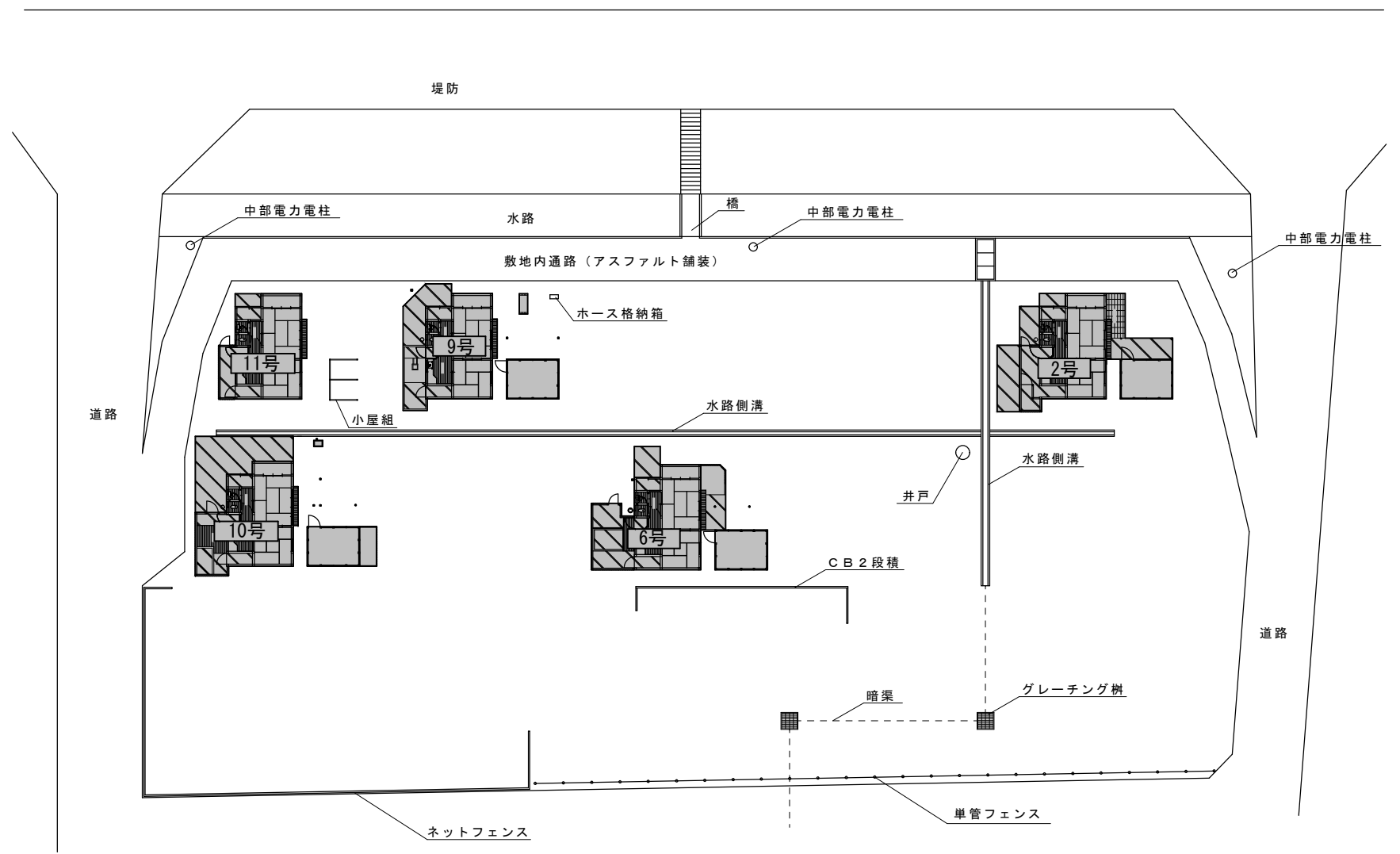
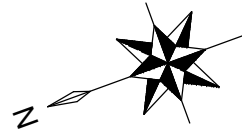
章	項目	特記事項																																																		
② 仮設工事	① 仮設トイレ	構内既存の施設 ・ 利用できる <input type="radio"/> 利用できない <input checked="" type="radio"/>																																																		
	② 仮囲い	位置 <input checked="" type="radio"/> 図示 (図面番号: 4/11) ・ その他 () 仕様 <input checked="" type="radio"/> 図示 (図面番号: 4/11) ・ 成形鋼板H=3000 ・ 成形鋼板H=2000 <input checked="" type="radio"/> その他 (ガードフェンスH=1800)																																																		
	3 監督員事務所 (2.3.1)	・ 設置する。 監督員事務所の規模 (単位: m) <table border="1"> <tr> <th>適用規模</th> <td>10程度</td> <td>20程度</td> <td>35程度</td> <td>65程度</td> <td>100程度</td> </tr> </table> 監督職員事務所の仕上げ <table border="1"> <tr> <th>部位等</th> <th>仕 上 げ</th> </tr> <tr> <td>床</td> <td>合板張り又はビニール床シート張り</td> </tr> <tr> <td>内壁・天井</td> <td>合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>溶融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り</td> </tr> </table> 備品等の設置 <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>机・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白板</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>長靴</th> <th>雨合羽</th> <th>保護帽</th> <th>懐中電灯</th> <th>衣類ロッカー</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>消火器</th> <th>掃除具</th> <th>受注者加入電話・FAX</th> <th>インターネット</th> <th>冷暖房機器</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </table>	適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	部位等	仕 上 げ	床	合板張り又はビニール床シート張り	内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗	屋根	溶融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話・FAX	インターネット	冷暖房機器	数量	個	個	台	台	台
	適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																																														
	部位等	仕 上 げ																																																		
	床	合板張り又はビニール床シート張り																																																		
	内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗																																																		
	屋根	溶融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り																																																		
	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																														
	数量	組	台	個	個	個																																														
	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																														
数量	足	着	個	個	台																																															
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話・FAX	インターネット	冷暖房機器																																															
数量	個	個	台	台	台																																															
④ 工事用水	構内既存の施設 ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) <input checked="" type="radio"/> 利用できない <input type="radio"/> 取出位置 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:)																																																			
⑤ 工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) <input checked="" type="radio"/> 利用できない <input type="radio"/> 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から、工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。																																																			
⑥ 騒音・粉じん等の対策 (2.2.1)	<input checked="" type="radio"/> 設ける ・ 防音パネル ・ 防音シート <input checked="" type="radio"/> 養生シート 適用範囲、高さ等 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 設けない																																																			
⑦ 仮設鉄板敷	<input checked="" type="radio"/> 工事用進入路の養生として、鉄板 (t=22) を敷き、養生を行うこと。 位置 <input checked="" type="radio"/> 図示 (図面番号: 4/11)																																																			
⑧ 使用重機	「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械の使用に努めること。																																																			
⑨ 散水養生	解体作業時には粉塵等の飛散を防ぐため、散水養生を行うこと。																																																			
⑩ 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン (厚生労働省平成21年4月)」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。																																																			
⑪ 損傷を与えた場合の対応	解体工事により解体建築物以外の建築物や舗装、樹等に損傷を与えた場合には、監督員に報告するとともに、受注者の責任において原形復旧を行うこと。																																																			

③ 解体施工	① 浄化槽、排水槽等 (3.2.1)	汚水、汚物の回収、洗浄、消毒等 ・ 行う <input checked="" type="radio"/> 行わない (別途)									
	2 杭の撤去 (3.9.2)	杭の撤去 ・ 行う <input checked="" type="radio"/> 行わない 解体方法 ・ 引抜き工法 (・ 振動 ・ ケーシング ・ ()) ・ 破砕 ・ 図示 (図面番号:) 引き抜いた杭の処理 ・ 図示 (図面番号:)									
	③ 樹木等 (3.10.1)	樹木の伐採根及び移植 <input checked="" type="radio"/> 行う <input type="radio"/> 図示 (図面番号: 4/11) ・ 行わない									
	④ 地下埋設物及び埋設配管 (3.11.1)	地下埋設物及び埋設配管の解体 <input checked="" type="radio"/> 行う <input type="radio"/> 図示 (図面番号: 11/11) ・ 行わない									
4 建設廃棄物の処理	⑤ 解体撤去後の整地 (3.12.1)	・ 砕石 (C-40) にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ・ 再生クラッシュラン (RC-40) にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 <input checked="" type="radio"/> 山砂にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 <input checked="" type="radio"/> 撤去物跡									
	1 産業廃棄物広域認定制度 (4.4.2)	特例による広域的処理 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:)									
5 特別管理産業廃棄物の処理	2 最終処分 (4.4.4)	最終処分する廃棄物 () 最終処分場 ()									
	3 処理に注意を要する建設廃棄物 (4.5.1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設廃棄物の種類</th> <th>処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ CCA 処理木材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ (1) アスベスト含有石膏ボード</td> <td>・ 埋立処分 ・ 中間処理</td> </tr> <tr> <td>・ (2) ひ素、カドミウム含有石膏ボード</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 埋立処分 ・ 再資源化</td> </tr> </tbody> </table>	建設廃棄物の種類	処理方法	・ CCA 処理木材		・ (1) アスベスト含有石膏ボード	・ 埋立処分 ・ 中間処理	・ (2) ひ素、カドミウム含有石膏ボード		
建設廃棄物の種類	処理方法										
・ CCA 処理木材											
・ (1) アスベスト含有石膏ボード	・ 埋立処分 ・ 中間処理										
・ (2) ひ素、カドミウム含有石膏ボード											
	・ 埋立処分 ・ 再資源化										
5 特別管理産業廃棄物の処理	1 施工調査 (5.1.2)	特別管理産業廃棄物の分析調査 ・ 行う <input type="radio"/> 調査範囲 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 行わない									
	2 PCBを含む機器類 (5.4.3)	微量 PCB、PCB 含有シーリング材の分析調査 ・ 行う <input type="radio"/> 調査範囲 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 行わない									
	3 廃油、廃酸、廃アルカリの処理の有無 (5.4.5) (5.4.6)	・ 廃油 <input type="radio"/> 適用箇所 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 廃酸 <input type="radio"/> 適用箇所 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 廃アルカリ <input type="radio"/> 適用箇所 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:)									
	4 ダイオキシン類 (5.4.7)	サンプリング調査 ・ 行う <input type="radio"/> 調査範囲 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 行わない 解体方法及び処分方法 ・ () ・ 図示 (図面番号:)									

⑥ アスベスト含有建材の除去及び処理	1 適用範囲 (6.1.1)	建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理 ・ 行う <input type="radio"/> 適用箇所 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 行わない														
	② 施工調査 (6.1.2)	分析によるアスベスト含有の調査 ・ 行う <input type="radio"/> 調査範囲 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) <input checked="" type="radio"/> 行わない														
	3 アスベスト粉じん濃度測定 (6.1.3)	アスベスト粉じん濃度の測定時期、測定場所及び測定点数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理作業中</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理作業後</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定時期	測定場所	測定点数	備考	処理作業中				処理作業後					
	測定時期	測定場所	測定点数	備考												
	処理作業中															
処理作業後																
4 アスベスト含有吹付け材の除去・処分 (6.3.2) (6.3.3)	除去工法 ・ 共通仕様書 [6.3.2] (a) ・ 図示 (図面番号:) 除去したアスベストの飛散防止措置 ・ 固化 <input type="radio"/> 湿潤化 <input type="radio"/> 除去したアスベストの処分 ・ 埋立処分 <input type="radio"/> 溶融又は無害化による中間処理															
⑤ アスベスト含有成形板 (6.5.2) (6.5.3)	除去工法 <input checked="" type="radio"/> 共通仕様書 [6.5.2] (a) ・ 図示 (図面番号:) 処分方法 (石綿含有せっこうボードを除く) <input checked="" type="radio"/> 埋立処分 <input checked="" type="radio"/> 溶融又は無害化による中間処理															
7 特殊な建設副産物の処理	1 施工調査 (7.1.3)	分析調査 ・ 行う <input type="radio"/> 調査範囲 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 行わない														
	2 特殊な建設副産物 (7.3.1)	特殊な建設副産物の種類等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用箇所</th> <th>回収及び処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ フロン</td> <td>・ 空調機器</td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td>・ ハロン</td> <td></td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ ()</td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用箇所	回収及び処分	・ フロン	・ 空調機器	・ ()	・ ハロン		・ ()			・ ()		
種類	適用箇所	回収及び処分														
・ フロン	・ 空調機器	・ ()														
・ ハロン		・ ()														
		・ ()														
		・ ()														



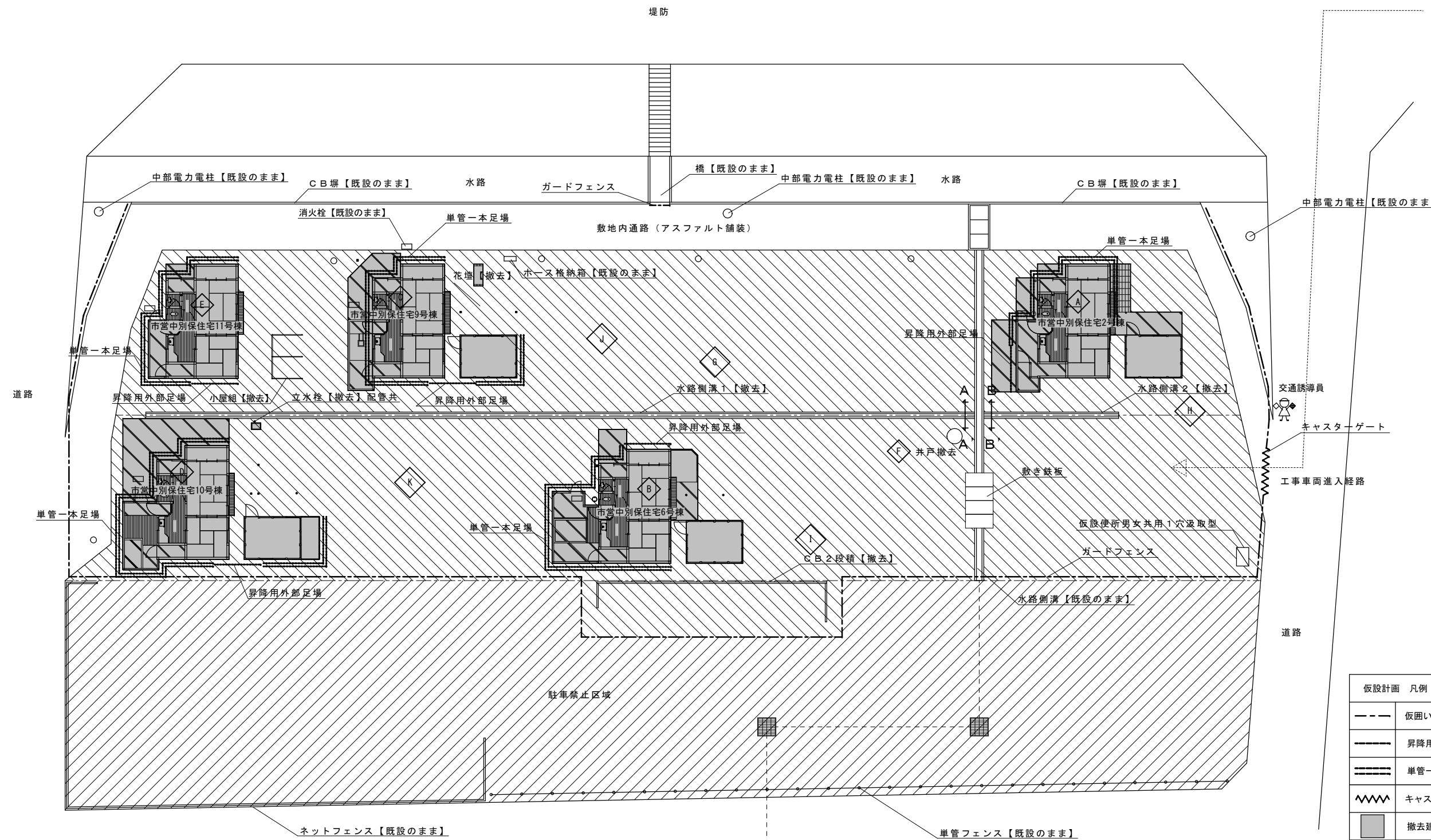
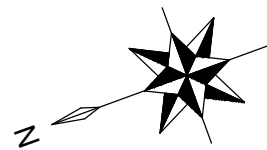
附近見取図



配置図 S=1:300

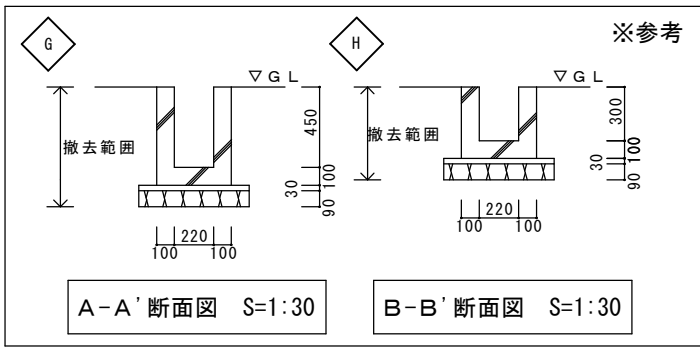
■ : 解体建物

旧津市市営中別保住宅解体工事		縮尺 1/300
図面名称	附近見取図・配置図	原図：A 2
津市建設部市営住宅課		平成29年5月 No. 3/11



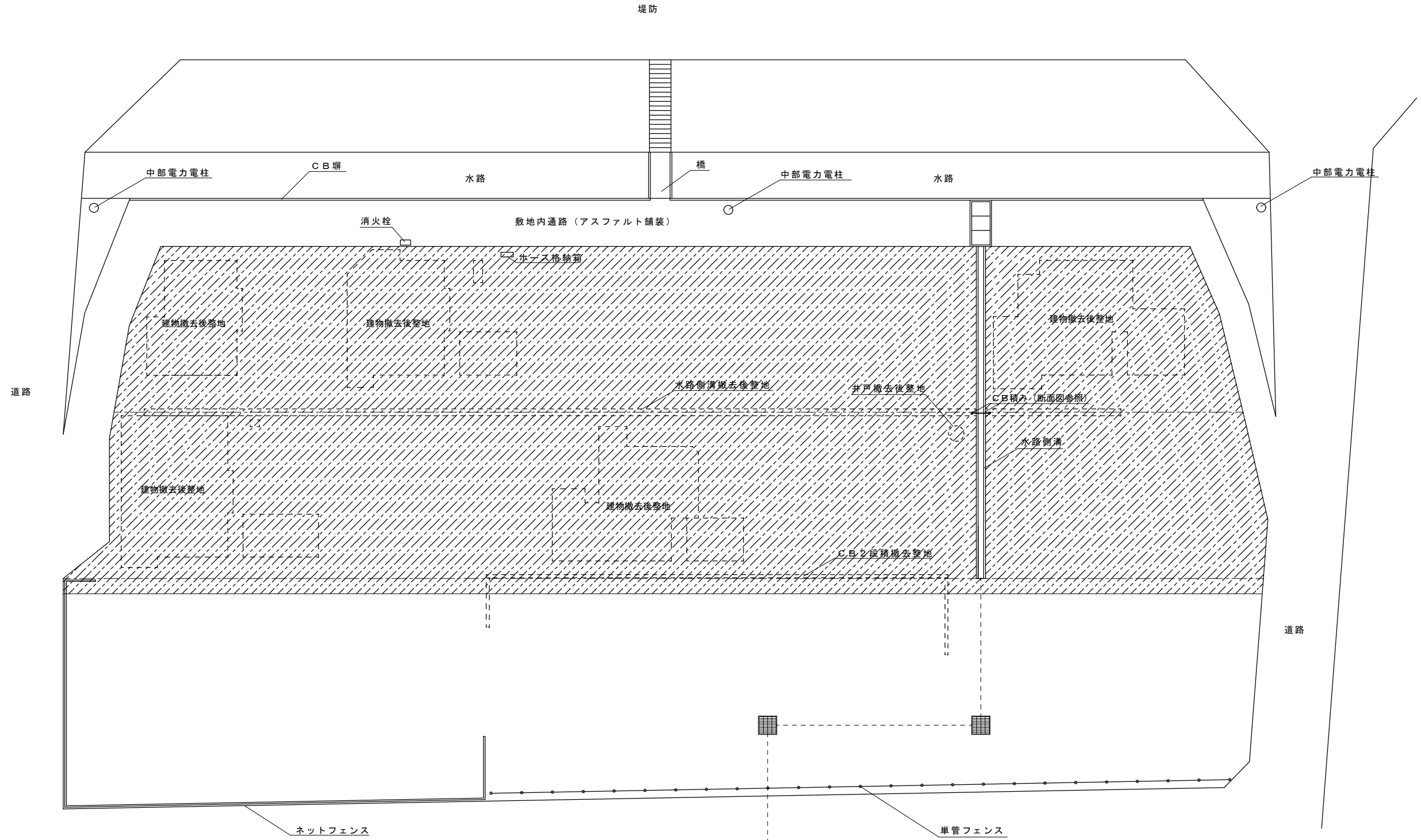
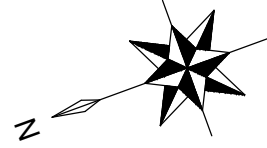
現況配置図、仮設計画図 S=1:200

撤去物 凡例					
◇A	2号棟 (木造平家建) 無筋基礎共撤去	◇F	井戸 撤去 深さ3.5m程度 φ600	◇K	切株撤去 (抜根共)
◇B	6号棟 (木造平家建) 無筋基礎共撤去	◇G	水路側溝 撤去 54.0m程度	◇L	15cm未満 22本
◇C	9号棟 (木造平家建) 無筋基礎共撤去	◇H	水路側溝 撤去 8.8m程度	◇M	15cm以上25cm未満 24本
◇D	10号棟 (木造平家建) 無筋基礎共撤去	◇I	CB (2段積み) 撤去 19.1m程度	◇N	25cm以上40cm未満 19本
◇E	11号棟 (木造平家建) 無筋基礎共撤去	◇J	雑草 撤去	◇O	40cm以上60cm未満 13本
				◇P	60cm以上 9本

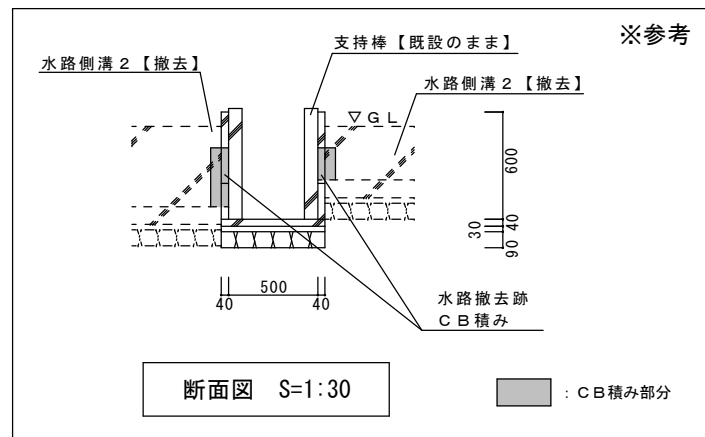


※今回対象解体物に係る記載の有無に関わらず盤・機器・露出配管・配線等の撤去も、本工事として処理すること。
 ※記載の有無に関わらず敷地内の配管・仕切弁等全て撤去すること。
 ※配管について、切断及びプラグ止めの位置は監督員と協議すること。

旧津市市営中別保住宅解体工事		縮尺 1/30・200
図面名称	現況配置図、仮設計画図	原因: A2
津市建設部市営住宅課		平成29年5月
		No. 4/11



既設建物撤去後配置図 S=1:200



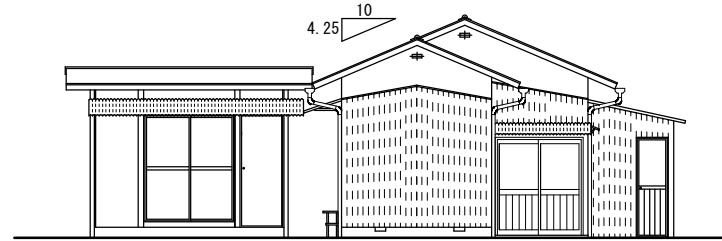
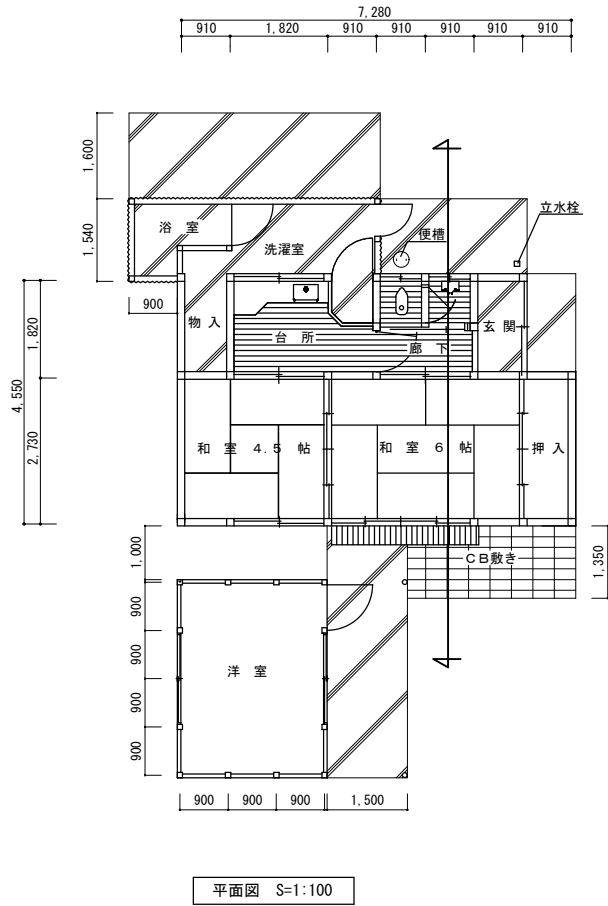
凡例
 整地部分

※建物解体及び外構撤去後、山砂埋め戻しのうえ、整地・転圧を行うこと。

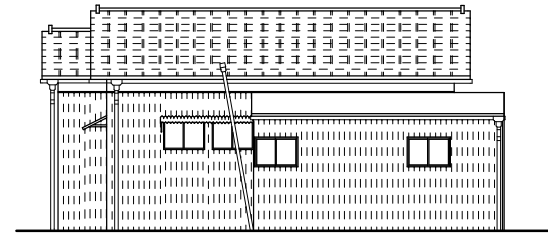
旧津市市営中別保住宅解体工事		縮尺 1/30・200
図面名称	既設建物撤去後配置図	原図：A 2 平成29年5月
津市建設部市営住宅課		No. 5/11



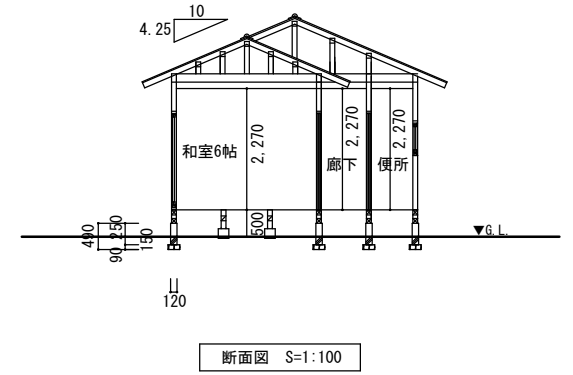
面積表	
建築面積	48㎡
1階床面積	48㎡
延床面積	48㎡



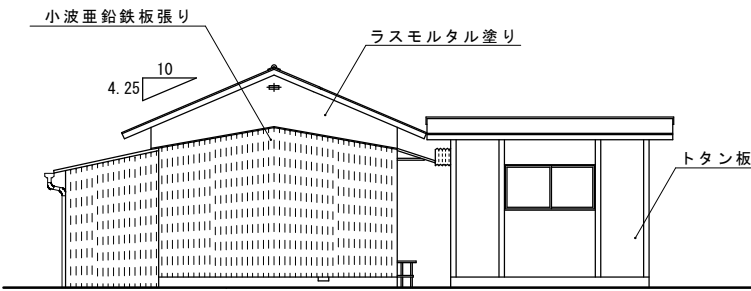
東立面図 S=1:100



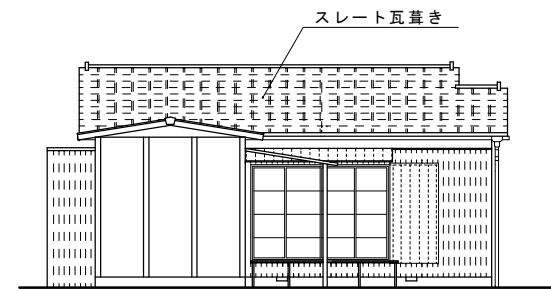
北立面図 S=1:100



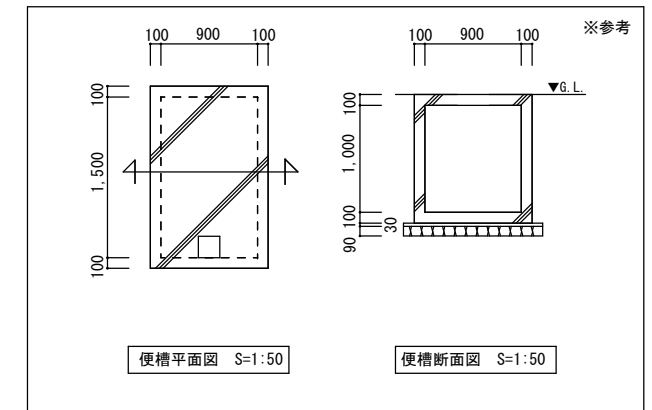
断面図 S=1:100



西立面図 S=1:100



南立面図 S=1:100



便所平面図 S=1:50

便所断面図 S=1:50

外部仕上表

基礎	無筋コンクリート布基礎
外壁	小波亜鉛鉄板張、ラスモルタル塗り、トタン板
屋根	スレート瓦葺き(石綿含有)、トタン板
開口部	木製建具、アルミ製建具

内部仕上表

室名	床	腰壁	壁	天井	CH	備考
玄関	土間コンクリート金鍍押え	小巾板貼	土塗り壁	ベニヤ板	2600	
廊下	小巾板貼	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
和室4.5帖	タタミ敷	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
和室6.0帖	タタミ敷	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
台所	小巾板貼	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	キッチン
便所	小巾板貼	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	小便器、和便器、ポータブル洋便器、洗面器、便槽
押入	小巾板貼	ベニヤ板	ベニヤ板	ベニヤ板	2270	
洗濯室	土間コンクリート金鍍押え	小波亜鉛鉄板	小波亜鉛鉄板	化粧ベニヤ板	2260	
浴室	土間コンクリート金鍍押え	化粧ベニヤ板	化粧ベニヤ板	化粧ベニヤ板	2260	
物入	土間コンクリート金鍍押え	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
洋室	木質繊維板	化粧ベニヤ板	化粧ベニヤ板	化粧ベニヤ板	2170	基礎CBI段積

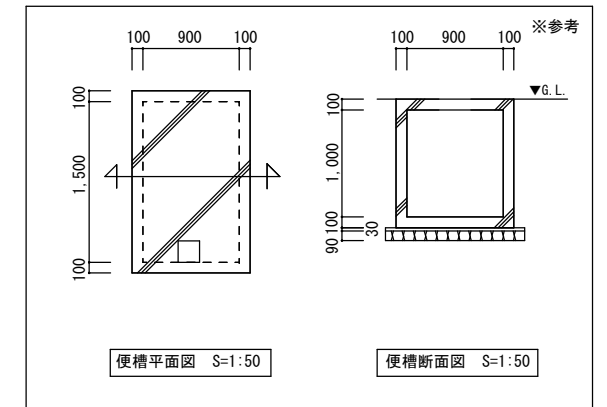
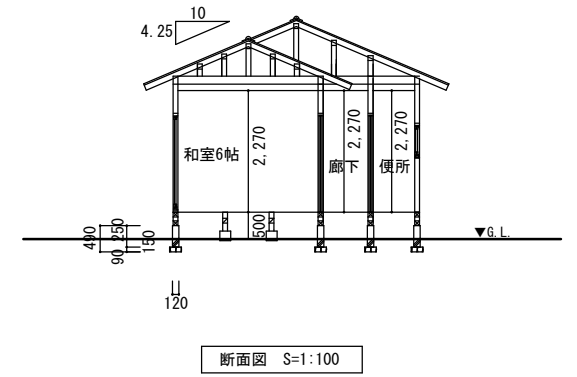
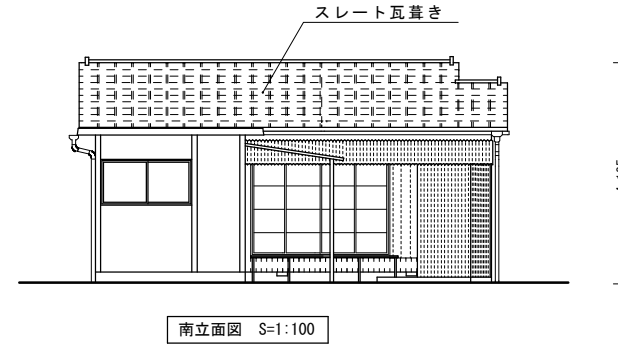
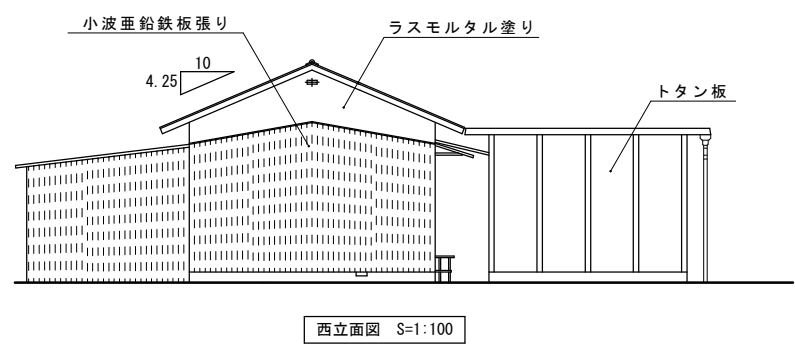
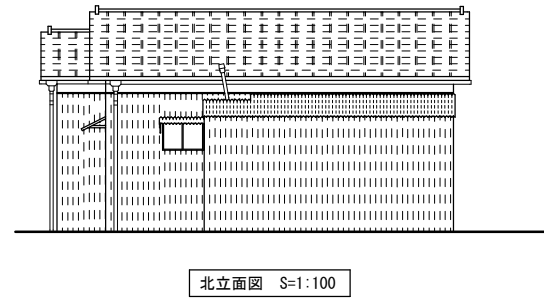
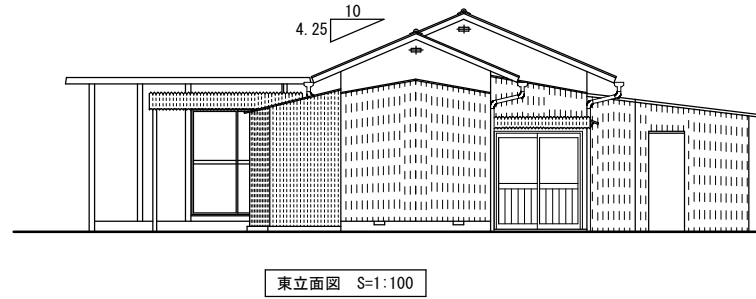
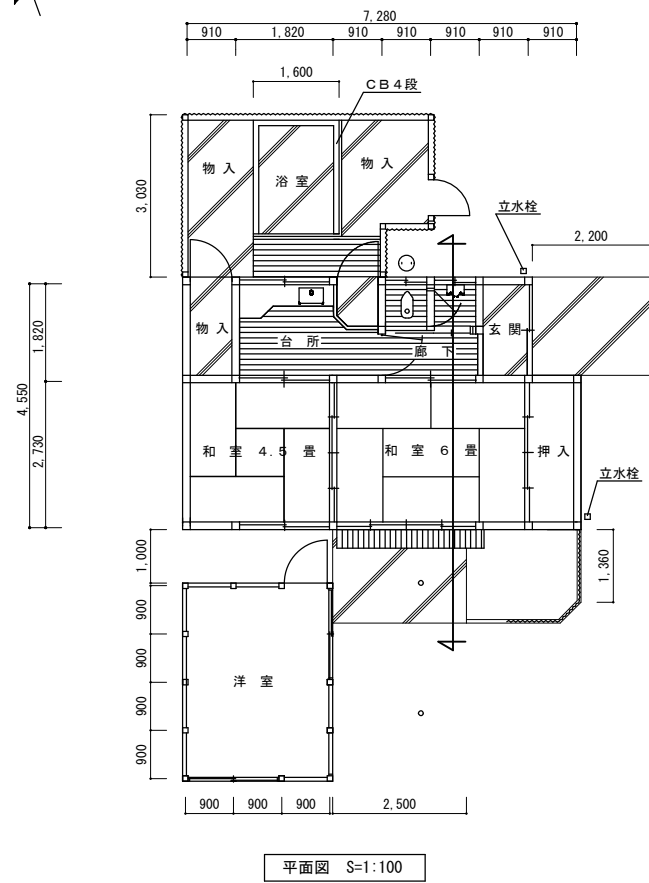
参考

※記載の有無に関わらず電灯・コンセント・配線等は可能な限り分別し、撤去処分すること。
 ※記載の有無に関わらず衛生器具類・配管等の撤去を行うこと。
 ※記載の有無に関わらず建物内外の残物も撤去を行うこと。

旧津州市営中別保住宅解体工事		縮尺 1/50・100
図面名称	2号棟(仕上表、平面図、立面図、断面図)	原図:A2
津市建設部市営住宅課		平成29年5月
		No. 6/11



面積表	
建築面積	54㎡
1階床面積	54㎡
延床面積	54㎡



外部仕上表

基礎	無筋コンクリート布基礎
外壁	小波亜鉛鉄板張り、ラスモルタル塗り、トタン板
屋根	スレート瓦葺き (石綿含有)
開口部	木製建具、アルミ製建具

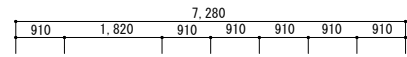
内部仕上表

室名	床	腰壁	壁	天井	CH	備考
玄関	土間コンクリート金銀押え	小巾板貼	土塗り壁	ベニヤ板	2600	
廊下	小巾板貼	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
和室4.5帖	タタミ敷	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
和室6.0帖	タタミ敷	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
台所	小巾板貼	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	キッチン
便所	小巾板貼	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	小便器、和便器、ポータブル洋便器、洗面器、便槽、浴槽
押入	小巾板貼	ベニヤ板	ベニヤ板	ベニヤ板	2270	
物入	土間コンクリート金銀押え	小波亜鉛鉄板	小波亜鉛鉄板	化粧ベニヤ板	2260	
浴室	土間コンクリート金銀押え	小波亜鉛鉄板	小波亜鉛鉄板	化粧ベニヤ板	2260	
洋室	パーティクルボード	化粧ベニヤ板	化粧ベニヤ板	木毛セメント板	2350	基礎CB2段

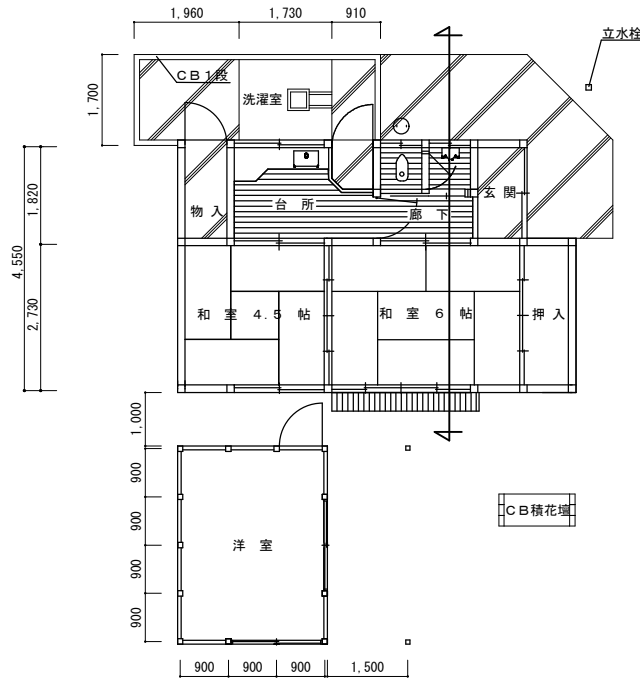
参考

※記載の有無に関わらず電灯・コンセント・配線等は可能な限り分別し、撤去処分すること。
 ※記載の有無に関わらず衛生器具類・配管等の撤去を行うこと。
 ※記載の有無に関わらず建物内外の残物も撤去を行うこと。

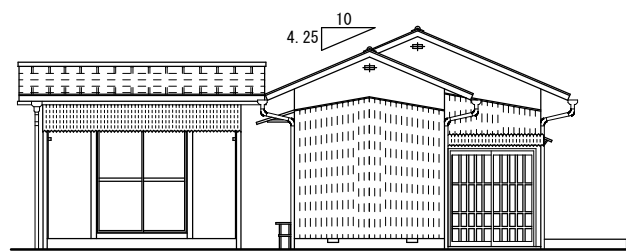
旧津市市営中別保住宅解体工事		縮尺 1/50・100
図面名称	6号棟 (仕上表、平面図、立面図、断面図)	原図: A 2
津市建設部市営住宅課		平成29年5月
		No. 7/11



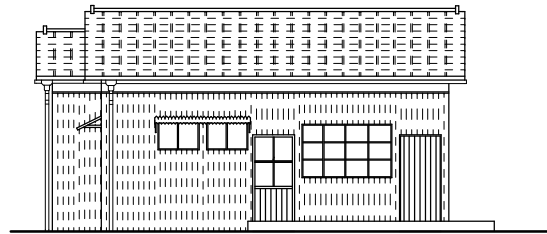
面積表	
建築面積	41㎡
1階床面積	41㎡
延床面積	41㎡



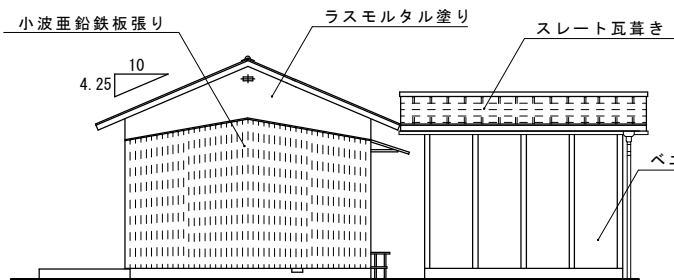
平面図 S=1:100



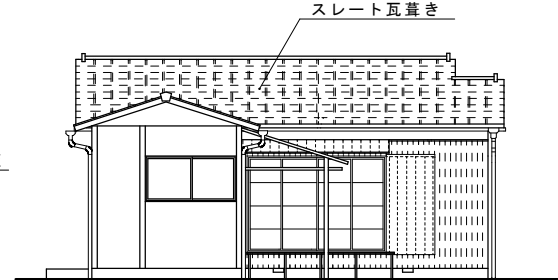
東立面図 S=1:100



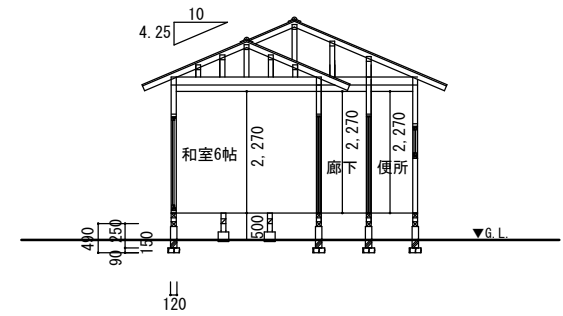
北立面図 S=1:100



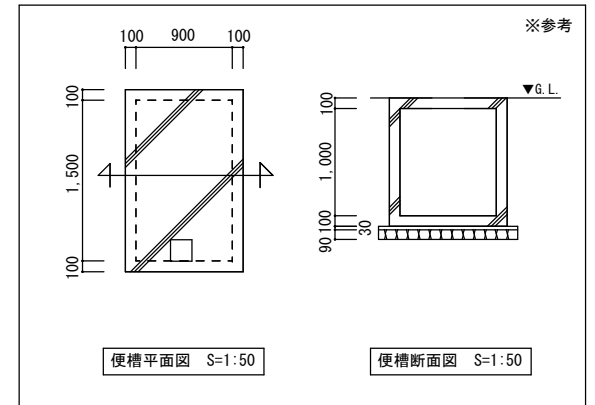
西立面図 S=1:100



南立面図 S=1:100



断面図 S=1:100



便槽平面図 S=1:50

便槽断面図 S=1:50

外部仕上表

基礎	無筋コンクリート布基礎
外壁	小波垂鉛鉄板張、ラスモルタル塗り、ベニヤ板
屋根	スレート瓦葺き (石綿含有)
開口部	木製建具、アルミ製建具

内部仕上表

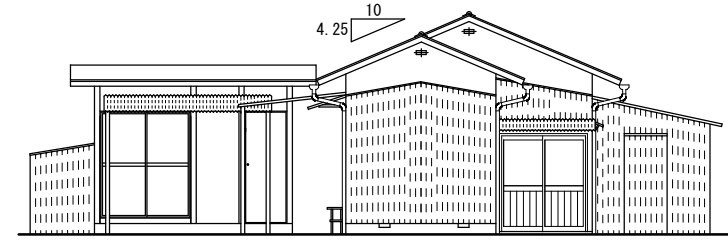
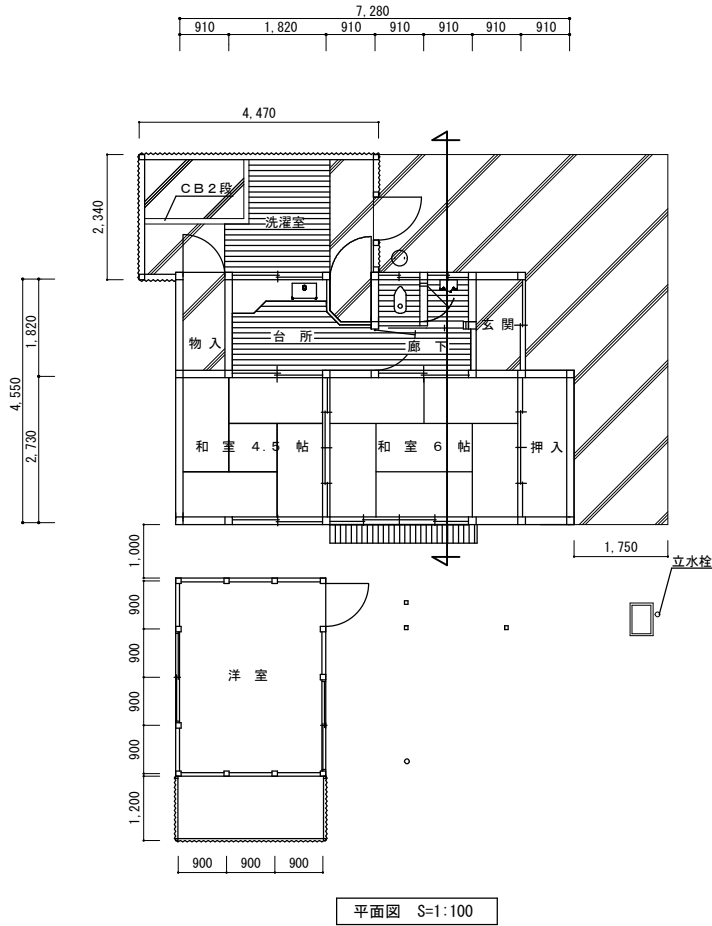
室名	床	腰壁	壁	天井	CH	備考
玄関	土間コンクリート金鍍押え	小巾板貼	土塗り壁	ベニヤ板	2600	
廊下	小巾板貼	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
和室4.5帖	タタミ敷	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
和室6.0帖	タタミ敷	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
台所	小巾板貼	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	キッチン
便所	小巾板貼	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	小便器、和便器、ポータブル洋便器、洗面器、便槽
押入	小巾板貼	ベニヤ板	ベニヤ板	ベニヤ板	2270	
物入	土間コンクリート金鍍押え	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
洋室	ベニヤ板	化粧ベニヤ板	化粧ベニヤ板	化粧ベニヤ板	2260	基礎CB1段積

※記載の有無に関わらず電灯・コンセント・配線等は可能な限り分別し、撤去処分すること。
 ※記載の有無に関わらず衛生器具類・配管等の撤去を行うこと。
 ※記載の有無に関わらず建物内外の残物も撤去を行うこと。

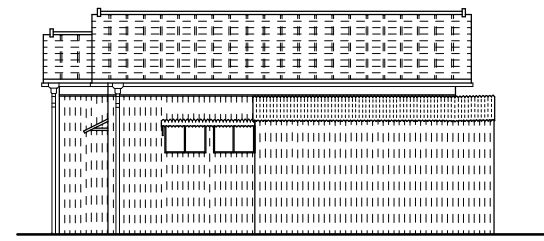
旧津市市営中別保住宅解体工事		参考
図面名称	9号棟 (仕上表、平面図、立面図、断面図)	縮尺 1/50・100 原図: A2 平成29年5月
津市建設部市営住宅課		No. 8/11



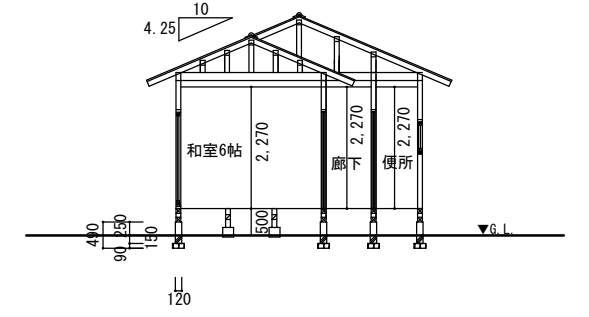
面積表	
建築面積	55㎡
1階床面積	55㎡
延床面積	55㎡



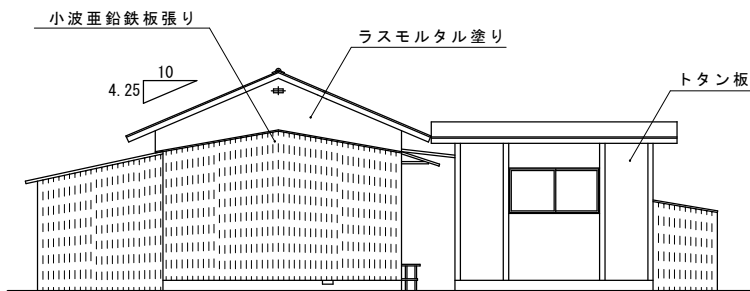
東立面図 S=1:100



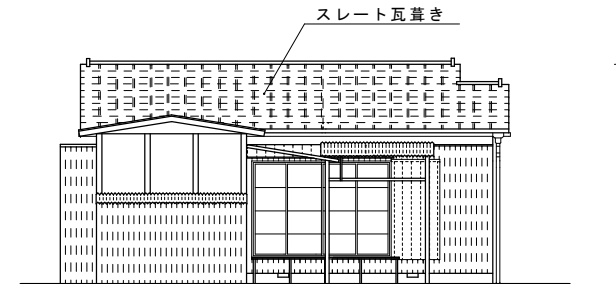
北立面図 S=1:100



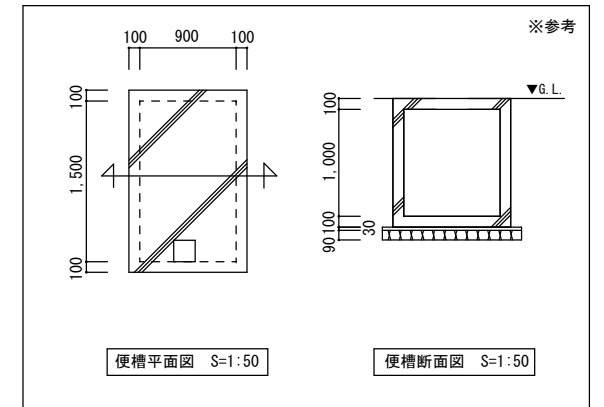
断面図 S=1:100



西立面図 S=1:100



南立面図 S=1:100



便槽平面図 S=1:50

便槽断面図 S=1:50

外部仕上表

基礎	無筋コンクリート布基礎
外壁	小波亜鉛鉄板張、ラスモルタル塗り、トタン板
屋根	スレート瓦葺き(石綿含有)
開口部	木製建具、アルミ製建具

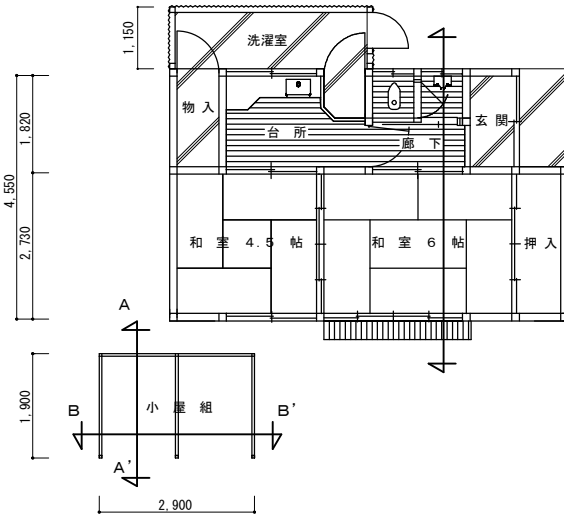
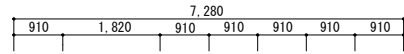
内部仕上表

室名	床	腰壁	壁	天井	CH	備考
玄関	土間コンクリート金鍍押え	小巾板貼	土塗り壁	ベニヤ板	2600	
廊下	小巾板貼	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
和室4.5帖	タタミ敷	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
和室6.0帖	タタミ敷	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
台所	小巾板貼	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	キッチン
便所	小巾板貼	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	小便器、和便器、洗面器、便槽
押入	小巾板貼	ベニヤ板	ベニヤ板	ベニヤ板	2270	
物入	土間コンクリート金鍍押え	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
洗濯室	土間コンクリート金鍍押え(一部小巾板貼)	小波亜鉛鉄板	小波亜鉛鉄板	化粧ベニヤ板	2260	流し台
洋室	木質繊維板	化粧ベニヤ板	化粧ベニヤ板	化粧ベニヤ板	2200	基礎CB1段積

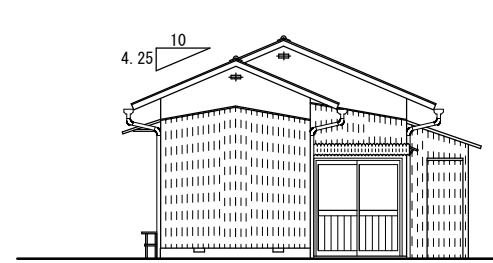
※記載の有無に関わらず電灯・コンセント・配線等は可能な限り分別し、撤去処分すること。
 ※記載の有無に関わらず衛生器具類・配管等の撤去を行うこと。
 ※記載の有無に関わらず建物内外の残物も撤去を行うこと。

旧津市市営中別保住宅解体工事		参考
図面名称	10号棟(仕上表、平面図、立面図、断面図)	縮尺 1/50・100 原図: A2 平成29年5月
津市建設部市営住宅課		No. 9/11

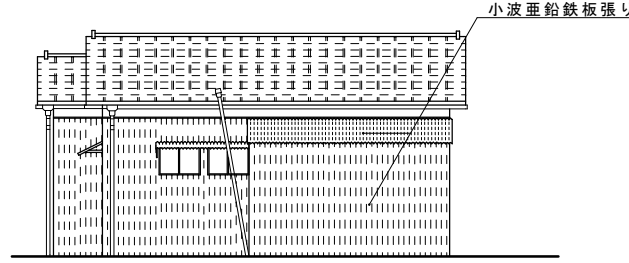
面積表	
建築面積	36㎡
1階床面積	36㎡
延床面積	36㎡



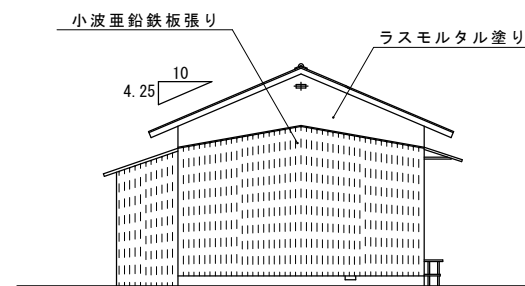
平面図 S=1:100



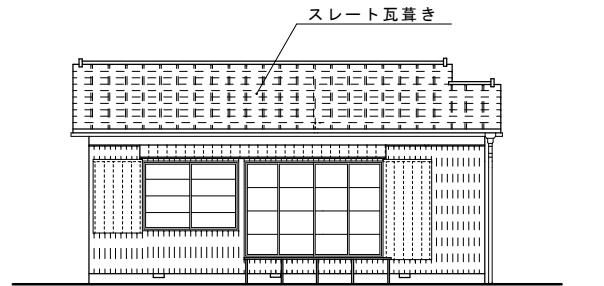
東立面図 S=1:100



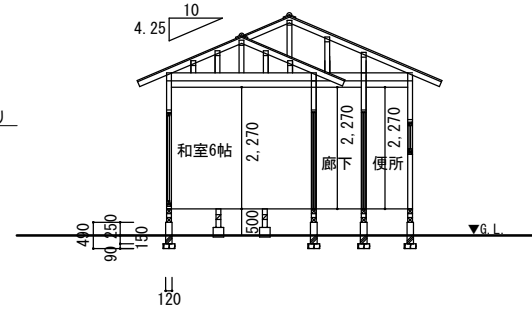
北立面図 S=1:100



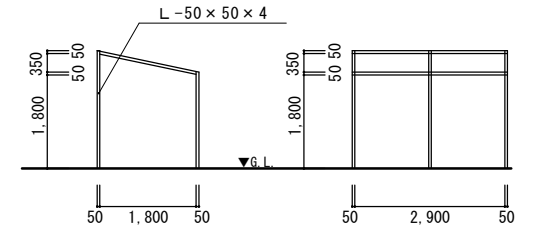
西立面図 S=1:100



南立面図 S=1:100

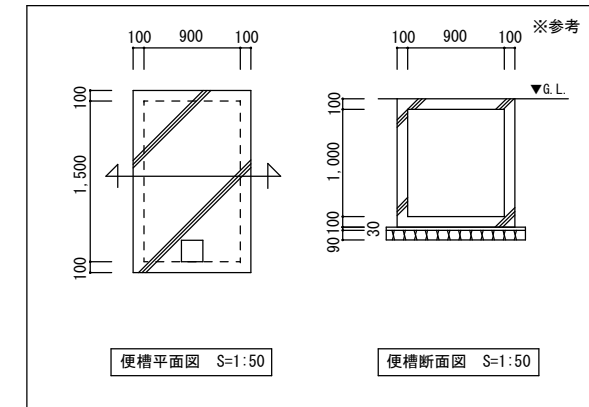


断面図 S=1:100



A-A'断面図 S=1:50

B-B'断面図 S=1:50



便槽平面図 S=1:50

便槽断面図 S=1:50

外部仕上表

基礎	無筋コンクリート布基礎
外壁	小波垂鉛鉄板張、ラスモルタル塗り
屋根	スレート瓦葺き (石綿含有)
開口部	木製建具、アルミ製建具

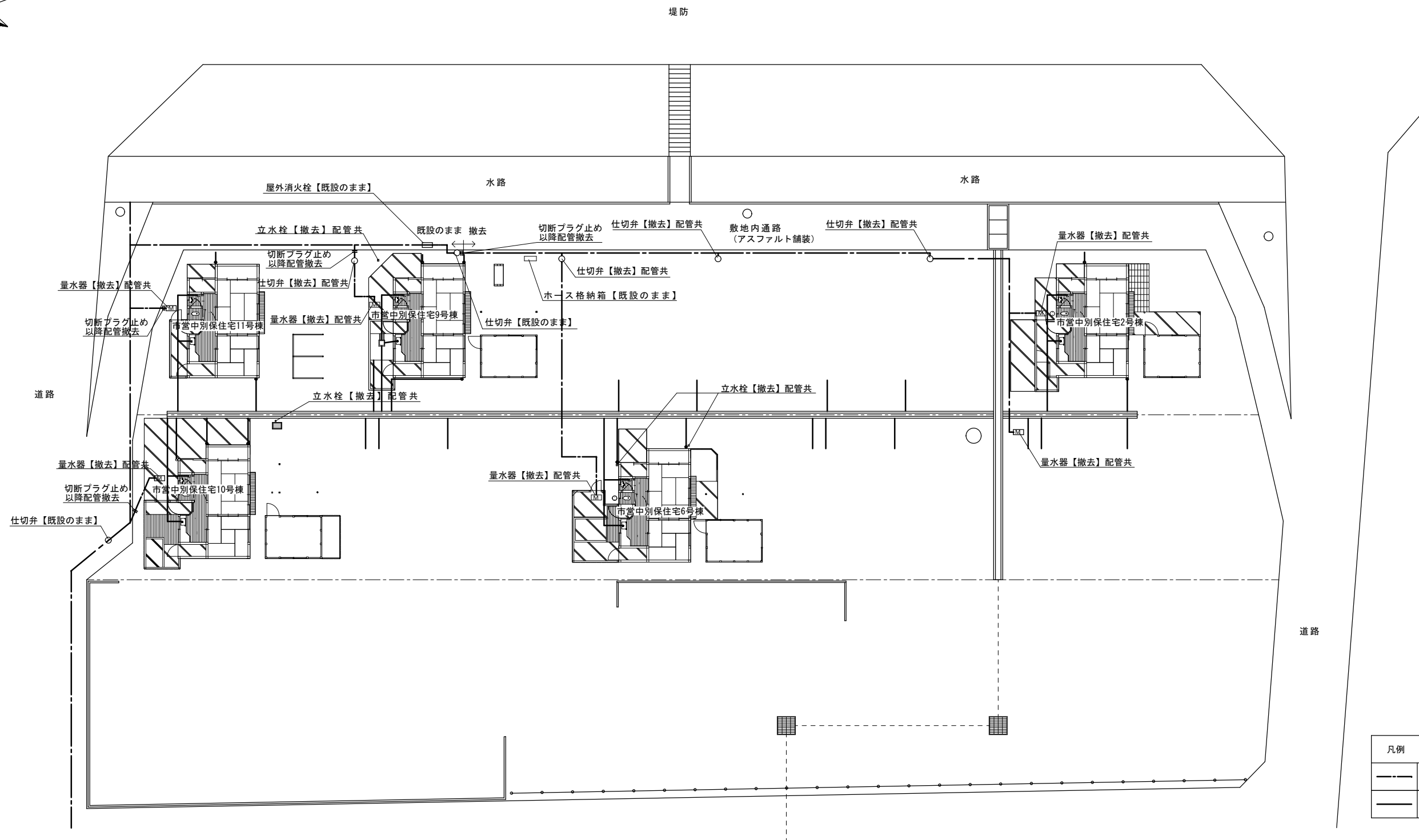
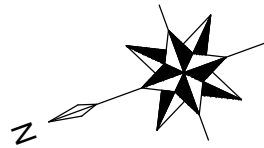
内部仕上表

室名	床	腰壁	壁	天井	CH	備考
玄関	土間コンクリート金鍍押え	小巾板貼	土塗り壁	ベニヤ板	2600	
廊下	小巾板貼	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
和室4.5帖	タタミ敷	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
和室6.0帖	タタミ敷	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	
台所	小巾板貼	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	キッチン
便所	小巾板貼	土塗り壁	土塗り壁	ベニヤ板	2270	小便器、和便器、洗面器、便槽
押入	小巾板貼	ベニヤ板	ベニヤ板	ベニヤ板	2270	
物入	土間コンクリート金鍍押え	ベニヤ板	ベニヤ板	ベニヤ板	2270	
洗濯室	土間コンクリート金鍍押え	トタン板	トタン板	ベニヤ板	2260	

参考

※記載の有無に関わらず電灯・コンセント・配線等は可能な限り分別し、撤去処分すること。
 ※記載の有無に関わらず衛生器具類・配管等の撤去を行うこと。
 ※記載の有無に関わらず建物内外の残物も撤去を行うこと。

旧津市市営中別保住宅解体工事		縮尺 1/50・100
図面名称	11号棟 (仕上表、平面図、立面図、断面図)	原図: A 2
津市建設部市営住宅課		平成29年5月
		No. 10/11



凡例	
	給水管
	排水管・雨水管

※記載の有無に関わらず電灯・コンセント・配線等について可能な限り分別し、撤去処分すること。
 ※記載の有無に関わらず敷地内の配管・仕切弁・量水器等撤去すること。(一部既設のまま)
 ※記載の有無に関わらず衛生器具類・配管等の撤去を行うこと。
 ※給水管について、切断及びプラグ止めの位置は監督員と協議すること。

設備撤去図 S=1:200

参考	
図面名称	旧津市市営中別保住宅解体工事
縮尺	1/200
原因	A 2
平成29年5月	
津市建設部市営住宅課	No. 11/11